

第2級アマチュア

無線技士試験

○×式一問一答

問題集

近藤 孝之 著

☆はじめに

本書は、第2級アマチュア無線技士試験の一問一答問題集です。皆さんも、既に試験に向けて勉強を進めていることでしょう。

しかし、いよいよ試験を受ける日が近づいて、「もう少し、知識をまとめたい」あるいは「今までの勉強の整理整頓をしたい」と思う方も多いでしょう。

そんなときに役に立つのが、この一問一答問題集です。本書では、試験の各分野から150問を用意し、一問一答形式で知識を整理できるようにしておきました。

過去に実際に出題された問題をベースにして問題を作成しておりますので、試験対策としては最適です。

通勤通学の車内や、ちょっとした空き時間などにはぱらぱらとページをめくりながら、今までの勉強をまとめましょう。本書で、第2級アマチュア無線技士試験を突破できることをお祈りします。

なお、本書の姉妹書として、いろいろなものがあります。

詳しくは、下記をご覧ください。

↓

<http://kondousiki.in.coocan.jp/>

近藤 孝之

問題 1 X

磁界中で磁界の方向と直角に導線を動かすと、導線には力が発生する。

解答 1 =×

磁界中で磁界の方向と直角に導線を動かすと、導線には力ではなく、起電力が発生します。

問題 2

磁界中で磁界の方向と直角に置かれた導線に電流を流すと、導線には力が働く。

解答 2 =○
このときは力です。

問題 3 **X**

前問に続き、このときの磁界の方向、電流を流す方向及び力の方向の関係を表すのが、フレミングの右手の法則である。

解答 3 =×

フレミングの右手の法則ではなく、フレミングの左手の法則です。

問題 4 X

コイルの電気的性質について、周波数が高くなるほど交流は流れやすい。

解答 4 =
逆です。周波数が高くなるほど交流は流れにくいです。

問題 5

コイルの電気的性質について、交流電圧を加えたとき、流れる電流の位相は
加えた電圧の位相より進む。

解答 5 =×

逆です。交流電圧を加えたとき、流れる電流の位相は加えた電圧の位相より遅れます。

問題 6

コイルの電気的性質について、電流が増加するとき、電流の増加を妨げる方向に起電力が生ずる。

解答 6 =○

電流が増加するとき、電流の増加を妨げる方向に起電力が生じます。

問題 7

コイルの自己インダクタンスは、コイルの巻数の二乗に反比例する。

解答 7 = ×

逆です。コイルの自己インダクタンスは、コイルの巻数の二乗に反比例ではなく、比例します。

問題 8

増幅回路に負帰還をかけたとき、増幅度が大きくなる。

解答 8 =×

逆です。増幅度が小さくなります。

問題 9

増幅回路に負帰還をかけたとき、出力される雑音やひずみが減少する。

解答 9 =○

出力される雑音やひずみが減少します。

問題 10

増幅回路に負帰還をかけたとき、増幅度が 3[dB] 低下する周波数帯域幅は狭くなる。

解答 10 =×

逆です。増幅度が 3[dB] 低下する周波数帯域幅は広くなります。

問題 11

ラジオ受信機及び電子機器などの被障害機器に、アマチュア局の送信電波による電波障害が発生することがある。

解答 11 =○
あります。

問題 12

前問に続き、その主な原因として、アマチュア局の送信機から発射された電波の基本波と不要幅射(スプリアス)によるものがある。

解答 12 =○
この記述の通りです。

問題 13

前問に続き、電波障害の原因が基本波の場合は、送信機側の対策が有効である。

解答 13 =×

電波障害の原因が基本波の場合は、送信機側ではなく、被障害機器側の対策が有効です。

問題 14

前問に続き、電波障害の原因が不要幅射の場合は、送信機側の対策が有効である。

解答 14 =○
この記述の通りです。

問題 15

前問に続き、被障害機器などがアマチュア局など無線局の電波による電磁界の影響を、どの程度のレベルまで受けても電波障害を起こさない能力を持ってい るかを表す指標を一般に安定度という。

解答 15 =×

安定度ではなく、イミュニティといいます。

問題 16

スーパーヘテロダイン方式の AM (A3E) 受信機の中間周波増幅器は、周波数混合器で作られた中間周波数の信号を增幅する。

解答 16 =○
この記述の通りです。

問題 17

前問に続き、また、中間周波増幅器は、影像(イメージ)周波数妨害を除去する働きをする。

解答 17 =×

影像(イメージ)周波数妨害ではなく、近接周波数妨害を除去する働きをします。

問題 18

前問に続き、中間周波増幅器の通過帯域幅が受信電波の占有周波数帯幅と比べて極端に広い場合には、必要としない周波数帯域まで増幅されるので忠実度が悪くなる。

解答 18 =×

忠実度ではなく、選択度が悪くなります。

問題 19

前問に続き、通過帯域幅が極端に狭い場合には、必要とする周波数帯域の一部が増幅されないので忠実度が悪くなる。

解答 19 =○
この記述の通りです。

問題 20

希望する電波を受信しているとき、近接周波数の強力な電波により受信機の感度が低下した。これを、感度抑圧(感度抑圧効果)という。

解答 20 =○
感度抑圧のことです。

問題 21

八木アンテナ(八木・宇田アンテナ)の最大放射方向は、放射器から見て反射器の方向に得られる。

解答 21 =×

反射器ではなく、導波器の方向に得られます。

問題 22

前問に続き、放射器の給電点インピーダンスは、導波器や反射器と放射器との間隔により変化する。

解答 22 =○
この記述の通りです。

問題 23

前問に続き、放射器の給電点インピーダンスは、おおむね、単独の半波長ダイポールアンテナより高くなる。

解答 23 =×

逆です。単独の半波長ダイポールアンテナより低くなります。

問題 24

前問に続き、放射器を折返し半波長ダイポールアンテナに変えると、放射器の給電点インピーダンスは、変更前より高くなる。

解答 24 =○
高くなります。

問題 25

電離層の電子密度が低くなると、最高使用可能周波数(MUF)は高くなる。

解答 25 =×

逆です。電離層の電子密度が低くなると、最高使用可能周波数(MUF)は低くなります。

問題 26

電離層の電子密度が高くなると、臨界周波数は高くなる。

解答 26 =○

臨界周波数は高くなります。

問題 27

太陽活動が活発になると、電離層の電子密度は低くなる。

解答 27 =×

逆です。太陽活動が活発になると、電離層の電子密度は高くなります。

問題 28

通常、電離層の E 層の電子密度は F 層の電子密度より高い。

解答 28 =×

逆です。通常、電離層の E 層の電子密度は F 層の電子密度より低いです。

問題 29

超短波(VHF)帯以上の電波の伝搬において、送受信アンテナが波長に比べて大地から十分に高く設置されているとき、受信アンテナには主に地表波と大地反射波との合成波が受信される。

解答 29 =×

受信アンテナには主に地表波ではなく、直接波と大地反射波との合成波が受信されます。

問題 30

前問に続き、受信点の電界強度は、この二つの電波の位相が同相で、かつ、大きさが同じであれば、大地反射波がないときの電界強度に比べてほぼ 3[dB] 増加する。

解答 30 =×

大地反射波がないときの電界強度に比べてほぼ 3[dB] ではなく、6[dB] 増加します。

問題 31

前問に続き、この二つの電波の位相が逆相のときは、電界強度が著しく低下する。

解答 31 =○
この記述の通りです。

問題 32

周回衛星から発射される電波は、衛星が受信点に近づくときには送信周波数より低い周波数で受信される。

解答 32 =×

逆です。衛星が受信点に近づくときには送信周波数より低いではなく、高い周波数で受信されます。

問題 33

前問に続き、周回衛星から発射される電波は、受信点に最も近づいたときは送信周波数より低い周波数で受信される。

解答 33 =×

受信点に最も近づいたときには送信周波数より低いではなく、送信周波数と同じ周波数で受信されます。

問題 34

前問に続き、周回衛星から発射される電波は、衛星が受信点から遠ざかるときには送信周波数より低い周波数で受信される。

解答 34 =○
この記述の通りです。

問題 35

計数形周波数計の波形整形回路は、入力信号をリミタなどを用いて方形波に整形する。ただし、波形整形回路及びパルス変換回路の出力の繰返し周期は等しいものとする。

解答 35 =○
この記述の通りです。

問題 36

前問に続き、パルス変換回路は、入力信号を積分回路などを用いて計数しやすいパルスに変換する。

解答 36 =×

入力信号を積分回路ではなく、微分回路などを用いて計数しやすいパルスに変換します。

問題 37

前問に続き、水晶発振回路は、ゲートを開閉する動作時間の基準となる周波数を発振する。

解答 37 =○
この記述の通りです。

問題 38

ブラウンアンテナ(グランドプレーンアンテナ)は一般に、同軸給電線の中心導体を $1/2$ 波長だけ垂直に延ばして放射素子としている。

解答 38 =×

同軸給電線の中心導体を $1/2$ 波長ではなく、 $1/4$ 波長だけ垂直に延ばして放射素子としています。

問題 39

前問に続き、そして、大地の代わりとなる長さが $1/4$ 波長の数本の地線を、同軸給電線の外部導体に放射状に付けたものである。

解答 39 =○
この記述の通りです。

問題 40

前問に続き、放射電波は水平偏波である。

解答 40 =×

放射電波は水平ではなく、垂直偏波です。

問題 41

前問に続き、水平面内の指向特性は全方向性(無指向性)である。

解答 41 =○
この記述の通りです。

問題 42

前間に続き、給電点のインピーダンスは、地線が外部導体に直角のときは約 73 [Ω]である。

解答 42 =×

給電点のインピーダンスは、地線が外部導体に直角のときは約 73 ではなく、約 21 [Ω]です。

問題 43

熱電対形電流計の指示計には永久磁石可動コイル形計器が用いられる。

解答 43 =○
この記述の通りです。

問題 44

熱電対形電流計は交流電流の平均値及び直流電流を測定できる。

解答 44 =×

熱電対形電流計は交流電流の平均値ではなく、実効値及び直流電流を測定できます。

問題 45

前問に続き、熱線の部分のインピーダンスが広帯域にわたり極めて大きい。

解答 45 =×

熱線の部分のインピーダンスが広帯域にわたり極めて大きいではなく、小さいです。

問題 46

前問に続き、そのため、高周波電流の測定にも適する。

解答 46 =○
この記述の通りです。

問題 47

鉛蓄電池は陽極に二酸化鉛、陰極に鉛を用い、電解液には希塩酸を用いている。

解答 47 =×

電解液には希塩酸ではなく、希硫酸を用いています。

問題 48

蓄電池に電気エネルギーを蓄積することを帶電という。

解答 48 =×

蓄電池に電気エネルギーを蓄積することを帶電ではなく、充電といいます。

問題 49

蓄電池から電気エネルギーを取り出すことを放電という。

解答 49 =○
放電です。

問題 50

蓄電池から取り出し得る電気量を、蓄電池の容量という。

解答 50 =○
容量といいます。

問題 51

蓄電池の容量の単位を [kW] で表す。

解答 51 =×

蓄電池の容量の単位は [kW] ではなく、[Ah] です。

問題 52

アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

解答 52 =×

総務大臣の登録ではなく、免許を受けなければなりません。

問題 53

前問の規定による免許がないのに無線局を開設し、又は運用した者は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

解答 53 =×

50 万円以下ではなく、100 万円以下の罰金です。

問題 54

① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類(以下「無線設備等」という。)について検査を受けなければならない。

解答 54 =○
検査を受けなければなりません。

問題 55

② 前問の①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第 24 条の 2 (検査等事業者の登録) 第 1 項又は第 24 条の 13 (外国点検事業者の登録等) 第 1 項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、当該検査を省略することができる。

解答 55 =×

「当該検査を省略することができる」のではなく、「その一部を省略することができる」です。

問題 56

再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあっては免許の有効期間満了前 1箇月以上 1年を超えない期間において行わなければならない。

解答 56 =○
この記述の通りです。

問題 57

総務大臣は、免許人が識別番号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、電波の規整その他公益上必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

解答 57 =×

「電波の規整その他公益上必要があると認めるとき」ではなく、「混信の除去その他特に必要があると認めるとき」です。

問題 58

アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.25 パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものは、周波数測定装置の備付けを要しない。

解答 58 =×

0.25 パーセント以内ではなく、0.025 パーセント以内です。

問題 59

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質二垣塾の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の最大値をいう。

解答 59 =×

最後が違います。最大値ではなく、最小値です。

問題 60

無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう
に、総務省令で定める施設をしなければならない。

解答 60 =○
この記述の通りです。

問題 61

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならぬ。

解答 61 =○
この記述の通りです。

問題 62

送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件としては、空中線の利得及び能率がなるべく大であることがある。

解答 62 =○
この記述の通りです。

問題 63

移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、実際上起こり得る気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならぬ。

解答 63 =×

「實際上起こり得る氣圧の変化によつても」ではなく、「振動又は衝擊によつても」です。

問題 64

無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

解答 64 =○
その出所を明らかにしなければなりません。

問題 65

無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならないわけではない。

解答 65 =×

無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければなりません。

問題 66

必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

解答 66 =○
こういう規定があります。

問題 67

無線通信は、これを長時間行ってはならない。

解答 67 = ×
こういう規定はありません。

問題 68

無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

解答 68 =○

その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはなりません。

問題 69

無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

解答 69 =○

直ちに応答しなければなりません。

問題 70

次の記述は、アマチュア局の無線電話通信において、他の無線局を一括して呼び出そうとするときに順次送信する事項を掲げたものである。

- ①各局 2回以下
- ②こちらは 1回
- ③自局の呼出符号 3回以下
- ④どうぞ 1回

解答 70 = ×

①の各局は 2 回以下ではなく、3 回です。

問題 71

モールス無線通信における通信が終了したときは、···—···を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

解答 71 =○
この記述の通りです。

問題 72

「誰がこちらを呼んでいますか。」を示す Q 符号及び問符を表すモールス符号は、**----- ··· ····· ·····**である。

解答 72 =○
この記述の通りです。

問題 73

総務大臣は、無線設備が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じなければならない。

解答 73 =×

最後が違います。「命じなければならない」ではなく、「命ずることができる」です。

問題 74

総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が電波天文業務の用に供する受信設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

解答 74 =×

「電波天文業務の用に供する受信設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるとき」ではなく、「他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるとき」です。

問題 75

総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前問の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を撤去させることができる。

解答 75 =×

最後が違います。その設備を撤去ではなく、検査させることができるだけです。

問題 76

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ①電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ②(次の問題に続く)。

解答 76 =○
この記述の通りです。

問題 77

前問に続き、

② ② 電波法第 79 条(無線従事者の免許の取消し等)第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から 1 年を経過しない者。

③(次の問題に続く)。

解答 77 =×

取消しの日から 1 年ではなく、2 年を経過しない者です。

問題 78

前問に続き、

- ③ 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者。

解答 78 =○
この記述の通りです。

問題 79

無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1か月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

解答 79 =×

返納しなければならないのは、1か月以内ではなく、10日以内です。

問題 80

無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

解答 80 =○
この記述の通りです。

問題 81

局において使用する装置の選択及び動作並びにそのいかなる発射も、無線通信規則に適合するよう努力するものとする。

解答 81 =×

最後が違います。「適合するよう努力するものとする」ではなく、「適合しなければならない」です。

問題 82

送信局は、無線通信規則付録第 2 号に定める周波数許容偏差に適合しなければならない。

解答 82 =○
この記述の通りです。

問題 83

送信局は、無線通信] 塑型が：録第 3 号に定めるスプリアス領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに適合しなければならない。

解答 83 =○

最大電力レベルに適合しなければなりません。

問題 84

減幅電波の発射は、アマチュア局に対して禁止する。

解答 84 =×

減幅電波の発射は、アマチュア局だけではなく、すべての局に対して禁止されています。

問題 85

虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。

解答 85 =○
すべて禁止されています。

問題 86

異なる国のアマチュア局相互間の伝送においては、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局の識別を可能とするため暗号化されたものであってはならない。

解答 86 =×

「暗号化されたものであってはならない」という規定はありません。

問題 87

混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。

解答 87 =×

無線設備(2か所)ではなく、位置です。

問題 88

混信を避けるために、不要な方向への総射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

解答 88 =○
この記述の通りです。

問題 89

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。

- (1)公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を傍受すること。
- (2)(次の問題に続く)。

解答 89 =×

「無線通信を傍受すること」ではなく、「無線通信を許可なく傍受すること」です。

問題 90

前問に続き、

(2)(1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを他人の用に供すること。

解答 90 =×

最後が違います。「又はそれを他人の用に供すること」ではなく、「公表若しくは利用すること」です。

問題 91

総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。

解答 91 =○
交付します。

問題 92

無線局の免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請しなければならない。

解答 92 =×

最後が違います。「その旨を申請しなければならない」ではなく、「その旨を申請するものとする」です。

問題 93

無線局の免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。

解答 93 =
廃棄ではなく、返納します。

問題 94

無線局の免許人は、免許状の再交付を受けた場合は、いかなる場合も遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

解答 94 =×

「いかなる場合も」という文言はありません。代わりに、次のようなただし書きがあります。

ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

問題 95

送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件としては、整合が十分であることがある。

解答 95 =○
この記述の通りです。

問題 96

送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件としては、通達距離を必要最小限度にとどめるものであることがある。

解答 96 =×

こういう規定はありません。

問題 97

送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件としては、満足な指向特性が得られることがある。

解答 97 =○
この記述の通りです。

問題 98

送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件としては、空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであることがある。

解答 98 =×

こういう規定はありません。

問題 99

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)に掲げる通信については、この限りでない。

- (1)遭難通信 (2)緊急通信 (3)安全通信 (4)非常通信 (5)放送の受信 (6)その他総務省令で定める通信

解答 99 =○
この記述の通りです。

問題 100

無線局を運用する場合においては、無線設備、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

解答 100 =
「無線設備」ではなく、「無線設備の設置場所」です。

問題 101

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1)免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2)通信を行うため十分なものであること。

解答 101 =×

(2)が違います。通信を行うため十分なものではなく、必要最小のものであることです。

問題 102

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、問題 99 の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

問題 102 =○
この記述の通りです。

問題 103

VICTOR のモールス符号は、**· · — — — — — — — —**である。

解答 103 =○
この記述の通りです。

問題 104

無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

- (1)試験電波の発射を行ったとき。
- (2)(次の問題に続く)。

解答 104 =×

試験電波の発射を行ったときではなく、非常通信を行ったときです。

問題 105

前問に続き、

(2)電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

(3)(次の問題に続く)。

解答 105 =○
この記述の通りです。

問題 106

前問に続き、

(3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

解答 106 =○
この記述の通りです。

問題 107

前問に続き、総務大臣は、混信の防止その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

解答 107 =×

混信の防止ではなく、無線通信の秩序の維持です。

問題 108

送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、運用することができない。

解答 108 =×

最後が違います。単に「運用することができない」ではなく、「設置し、又は運用することができない」です。

問題 109

前問に続き、許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、公衆通信の秘密を守ることを要する。

解答 109 =×

公衆通信の秘密ではなく、電気通信の秘密を守ることを要します。

問題 110

前問に続き、さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

解答 110 =○
この記述の通りです。

問題 111

次のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

(1) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者。

(2) (次の問題に続く)。

解答 111 =×

その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年ではなく、2 年を経過しない者です。

問題 112

前問に続き、

(2) 無線局の運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日から2年を経過しない者。

解答 112 =×

無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から 2 年を経過しない者です。

問題 113

① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとすると
きは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で
定める軽微な事項については、この限りでない。

解答 113 =○
この記述の通りです。

問題 114

前問に続き、

- ② 前問の①の変更は、送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章(無線設備)の技術基準に合致するものでなければならない。

解答 114 =×

送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲ではなく、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはなりません。

問題 115

前問に続き、

- ③ 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、運用開始の予定期日を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

解答 115 =×

運用開始の予定期日ではなく、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときです。

問題 116

免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならない。

解答 116 =×

「届け出なければならない」ではなく、「許可を受けなければならない」です。

問題 117

① 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別番号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。

解答 117 =○
この記述の通りです。

問題 118

前問に続き、

② 免許人は、前問の①の規定により免許状の再交付を受けたときは、10日以内に旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

解答 118 =×

旧免許状を返さなければならないのは、10 日以内ではなく、「遅滞なく」です。

問題 119

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

解答 119 =○
この記述の通りです。

問題 120

前問に続き、

② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 5 ナノワット以下でなければならない。ただし、無線設備規則第 24 条(副次的に発する電波等の限度)第 2 項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。

解答 120 =×

5 ナノワットではなく、4 ナノワット以下でなければなりません。

問題 121

前間に続き、

③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 内部雑音が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) 周波数安定度が十分であること。

解答 121 =×

(4)が違います。周波数安定度ではなく、了解度が十分であることです。

問題 122

「スプリアス発射」とは、必要周波数帯内における 1 又は 2 以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいう。

解答 122 =×

必要周波数帯内ではなく、必要周波数帯外です。

問題 123

前問に続き、また、高周波発射、低周波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

解答 123 =○
この記述の通りです。

問題 124

無線設備の空中線系には避雷器及び接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。

解答 124 =×

無線設備の空中線系には避雷器及び接地装置をではなく、避雷器又は接地装置です。

問題 125

前問に続き、ただし、26.175MHZ を下回る周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

解答 125 =×

26.175MHZ を下回る周波数ではなく、26.175MHZ を超える周波数です。

問題 126

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、有線通信を利用することができますないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに入命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

解答 126 =○
この記述の通りです。

問題 127

無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

解答 127 =○
この記述の通りです。

問題 128

① アマチュア局においては、その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。

解答 128 =×

その発射する電波の周波数帯の中央の周波数ではなく、その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も、です。

問題 129

前問に続き、

②アマチュア局は、自局の発射する電波が重要無線通信を行う無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第 74 条(非常の場合の無線通信)第 1 項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

解答 129 =×

重要無線通信を行う無線局ではなく、他の無線局です。

問題 130

無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその発射を中止しなければならない。

解答 130 =○
この記述の通りです。

問題 131

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して電波の発射の停止を命ずることができる。

解答 131 =×

「臨時に」という一言が必要です。正しくは、「当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる」です。

問題 132

総務大臣は、電波法第 71 条の 5 (技術基準適合命令) の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

解答 132 =○
検査させることができます。

問題 133

総務大臣は、電波法第 72 条(電波の発射の停止)第 1 項の電波の発射の停止を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

解答 133 =○
検査させることができます。

問題 134

総務大臣は、電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

解答 134 =○

特に必要があるときも、検査させることができます。

問題 135

総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消さなければならない。

解答 135 =×

その免許を取り消さなければならぬではなく、その免許を取り消すことができる、です。

問題 136

無線従事者は、免許証を汚したために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第 11 号様式の申請書に免許証及び写真 1 枚を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。

解答 136 =○
この記述の通りです。

問題 137

無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第 11 号様式の申請書に写真 1 枚を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。

解答 137 =○

免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときも、同様です。

問題 138

無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び写真1枚並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に提出しなければならない。

解答 138 =○
氏名に変更を生じたときも、同様です。

問題 139

21,000kHz ~ 21,450kHz は、無線通信規則(第 5 条)に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されていない周波数帯である。

解答 139 =×

アマチュア業務に分配されていない周波数帯は、29,700kHz ~ 29,750kHz です。

問題 140

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を制限し、又は局が属する国の法令に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与える、若しくはこれを一時的に中断し若しくは制限する混信をいう。

解答 140 =
×
制限(2か所)ではなく、妨害です。

問題 141

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、その旨を国際電気通信連合に報告する。

解答 141 =×

その旨を国際電気通信連合ではなく、その局の属する国の主管庁に報告します。

問題 142

無線通信規則(第 25 条)の規定について、

- ① アマチュア局の最大電力は、内閣総理大臣が定める。

解答 142 =×

アマチュア局の最大電力は、内閣総理大臣ではなく、関係主管庁が定めます。

問題 143

前問に続き、

- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の技術特性に関する一般規定は、アマチュア局に適用する。

解答 143 =×

「技術特性に関する一般規定」ではなく、「すべての一般規定」です。

問題 144

前間に続き、

- ③ アマチュア局は、その伝送中 30 分ごとに自局の呼出符号を伝送しなければならない。

解答 144 =×

30 分ごとにではなく、「短い間隔で」です。

問題 145

電波法施行規則(第 21 条の 3)の規定に照らし、

①無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。)が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の 2 (電波の強度の値の表)に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1)平均電力が 4 ナノワット以下の無線局の無線設備
- (2)(次の問題に続く)。

解答 145 =×

(1)について、平均電力が 4 ナノワット以下の無線局の無線設備ではなく、
平均電力が 20 ミリワット以下の無線局の無線設備です。

問題 146

前問に続き、

- (2) 移動業務の無線局の無線設備。
- (3) (次の問題に続く)。

解答 146 =×

移動業務の無線局ではなく、移動する無線局の無線設備です。

問題 147

(3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備。

(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備。

② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

解答 147 =○
この記述の通りです。

問題 148

無線局の目的は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の免許を申請しようとするときにその申請書に添付する書類に記載する事項について、無線局免許手続規則（第 15 条）の規定により記載を省略することができる。

解答 148 =
×
目的は、省略できません。

問題 149

前問に続き、開設を必要とする理由は、記載を省略することができる。

解答 149 =○

開設を必要とする理由は、記載を省略することができます。

問題 150

前問に続き、通信事項は、記載を省略することができる。

解答 150 =×

通信事項は、記載を省略することができません。

<著者紹介>

1956年宮城県仙台市生まれ。東北大学工学部卒。専門学校や予備校で、IT関係・一般常識・簿記・販売士をはじめ、公務員試験の数的推理・判断推理、数学と理科(物理・化学・生物・地学)など様々な分野を幅広く教える。本書の他にも、著書多数。

現在、東北電子専門学校講師・仙台大原簿記情報公務員専門学校講師・仙台あおば学舎講師。

URL :<http://kondousiki.in.coocan.jp/>

表紙画像:いーブックデザイン <http://e-bookdesign.blogspot.jp/>